

平成 27 年度 第 1 回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議概要）

日時：平成 27 年 7 月 30 日（木）午後 2 時～ 午後 3 時 20 分

場所：白山会館 芙蓉の間

傍聴者数：3 名

《出席委員》

【学識経験者】

長岡技術科学大学 名誉教授

松本 昌二 会長

【NPO 等の代表】

新潟ボランティア連絡会 書記

石井 和子 委員

特定非営利法人 新潟 NPO 協会 常務理事

富澤 佳恵 委員

【利用者の代表】

福祉有償運送利用者

山寄 勉 委員

福祉有償運送利用者

岩森 三千代 委員

【福祉有償運送事業の運送主体の代表】

社会福祉法人 更生慈仁会 障害者総合支援センター長

広島 陽子 委員

社会福祉法人 いぶきサポート協会 運行管理者

鈴木 美津男 委員

【公共交通機関の代表】

県都タクシー株式会社 代表取締役

佐藤 真一 委員

新興タクシー株式会社 代表取締役

新保 忠雄 委員

白根タクシー株式会社 代表取締役

和泉 徹 委員

【公共交通運転手の代表】

全新潟タクシー労働組合 書記長

高橋 正行 委員

【関係行政機関職員】

新潟陸運支局 首席運輸企画専門官

蝶名林 幸雄 委員

【市の職員】

新潟市福祉部 福祉監査課長

丸山 朋子 委員

1 開会

- ・福祉総務課長よりあいさつ
- ・会議成立の報告（委員16名のうち、13名が出席）
- ・新任委員の紹介（社会福祉法人いぶきサポート協会 鈴木美津男委員，新潟陸運支局 蝶名林幸雄委員）
- ・オブザーバーの紹介（新潟県交通政策課 田邊正樹様）

2 議事

（1）新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

以下、松本昌二会長が議事進行。

＜事務局より「資料1」「資料2」「資料3（参考）」により指針改正について説明＞

- ・平成27年4月1日に国から新潟県に自家用有償旅客運送の事務・権限が移譲された。
- ・その移譲による登録先の変更に伴い、運営指針に記載されている書類提出先及び書類様式について変更する。

【質疑応答の概要】

（和泉委員） 運営指針の改正については、文言だけの修正なので問題ないと思う。ただし、指針改正の原因となった事務権限の移譲について、なぜ市は移譲を受けなかったのか。逆に新潟県は移譲を受けないという選択肢もありながら、なぜ移譲を受けたのか。また具体的にどのような事務・権限が運輸支局から県に移譲されたのか。

（事務局） 事務権限の移譲を各市町村で受けた場合、運送区域が複数市町村にまたがる運送事業所にとって、登録先が複数になることで手数料や事務量の増加等負担が増えてしまうことをデメリットと考えた。しかし、県が登録を受ければそのデメリットも解消されると思い、県が移譲を受けるべきとアンケートに回答した。

（オブザーバー） 複数市町村にまたがる運送事業所，人間的な手当てができない自治体，自家用有償運送を行っていない自治体があること，またこの要望は全国知事会が国に提出したものであること等をふまえて県で移譲を受けた。

（蝶名林委員） 自家用有償運送の登録制度に関する，これまで国が行っていた全ての事務及び権限が県に移譲される。

(和泉委員) 全て移譲されるということは、何かあったときの処分に関しても移譲されるのか。移譲される場合、県ではその体制がとれるのか。

(蝶名林委員) 処分とは、どの処分のことか。

(和泉委員) 道路運送法に反するような行為があった場合の処分。

(蝶名林委員) 移譲されるのは道路運送法 79 条に基づく登録の権限であり、道路運送法の権限が移譲されたわけではない。

質疑応答を経て、新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針について、事務局案のとおり改正することに全員異議なし。

(2) 福祉有償運送の更新登録申請について (特定非営利活動法人 せいむ)

<事務局より「協議 1」「協議 1 (参考)」により更新登録申請案について説明>

【質疑応答の概要】

(和泉委員) 指針改正の議案の際に、様式については様式番号のみの変更とあったが様式第 6 号の事故処理連絡体制については連絡先が運輸支局から新潟県に変更になったのか。

(事務局) そのとおり。その点については登録先の変更に伴い変更。

質疑応答を経て、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

3 報 告

平成 26 年度下半期福祉有償運送運行状況実績報告について

<事務局より「報告 1」により運行状況実績報告について説明>

- ・ 2 団体廃止
- ・ 2 件事故報告あり

【質疑応答の概要】

(会長) 「自立生活福祉会」の事故報告にある接触とは、何と何が接触したのか。

(事務局) 車と歩行者。

(富澤委員) 「いぶきの杜」の実態について、利用登録会員数は多いが実利用人数が非常に少ないのはなぜか。

(事務局) 実際に利用している方は少ないが、今後利用する可能性があることから利用登録自体は残しているため。

(会長) 「とよさか福祉会」について、18名も利用会員が減少したのはなぜか。
(とよさか福祉会) そもそも障がい福祉サービスの居宅支援と有償運送をセットで契約しており、今回居宅支援の契約数が減ったため、それに伴い有償運送の利用者も減った。

4 その他

＜事務局より「資料4」「資料5」により会議録について説明＞

- ・ 前回平成26年度第4回協議会の際に、事務局の不手際によりICレコーダーでの録音ができなかったため、一言一句を記録する会議録ではなく要点のみを記す会議概要を作成。
- ・ この機会に記録方法を見直したところ、会議録は会議内容を一言一句丁寧に記してあるが30ページにも及び、それが協議会の回数を重ねるたびに増えていくため、読む人の視点に立つとわかりづらいものになっている。
- ・ 市民に対してわかりやすい会議記録公開という視点からは、要点をまとめた会議概要が適していると考えられるため、できれば今後も会議概要を公開していきたいので、意見を聞きたい。

【質疑応答の概要】

(和泉委員) 会議録と会議概要どちらも作成することはできないのか。

(事務局) 両方作成するだけの事務時間を確保することが困難であるため、どちらか一方としたい。

(和泉委員) 事務時間節約のために会議概要に変更するということか。

(事務局) 事務時間節約のためではない。会議録作成はテープ起こしを業者に委託しているため、会議概要作成よりも時間がかからない。

(和泉委員) 一言一句が必要になる場合は想定されないのか。

(事務局) 一言一句が必要な場合に備えて、音声記録は残しておく。

(和泉委員) 外注でテープ起こしをしているとのことだが、その音声記録が文書保存期間と同じ期間保存されるのであれば、会議概要でいいと思う。

(事務局) テープ起こしをした議事録及び音声記録は、基本的に会議概要の保存期間と同じ期間保存する。

(会長)	まとめると、テープ起こしは委託で続け、そのテープと、それを起こしたものを、会議概要は決められた期間保存する。ホームページで公開するのは会議概要のみ、ということか。
(事務局)	そのとおり。

質疑応答を経て、今後会議記録として会議概要を作成し公開していくことについて、全員異議なし。

5 閉 会

<事務局より連絡>

- ・12月以降4団体が順次登録期間満了
- ・今後の日程について、新規申請等なければ11月中旬～下旬頃に開催を予定。

《配付資料》

資料名	内容	備考
次第	裏面座席表	
資料1	運営指針の改正について	
資料2	運営指針新旧対照表	
資料3 (参考)	運営指針 (案), 指針掲載様式	
協議1	協議概要 (特定非営利活動法人せいむ)	
協議1 (参考)	協議申請書類 (特定非営利活動法人せいむ)	非公開
報告1	福祉有償運送登録団体実施概要一覧 各団体実績報告書	
資料4	平成26年度第3回協議会 (会議録)	
資料5	平成26年度第4回協議会 (会議概要)	